

令和6年12月18日

【会計検査院】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び
新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について」

(令和6年12月)

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について

<検査の状況の主な内容及び所見>

1 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況

株式会社日本政策金融公庫等が中小企業者等に対して実施した新型コロナ特別貸付等の貸付債権等の状況について検査したところ、新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の令和5年度末までの貸付実績の累計は、全体で1,276,196件20兆6397億余円となっていた。

同年度末時点の貸付残高は全体で968,707件12兆4014億余円であり、元金返済中及び据置期間中の貸付債権が全体の9割程度を占めていた。一方、条件変更中の貸付債権及び延滞等に至った貸付債権は、いずれも1割未満であったが、3年度末以降の各年度末の金額は、いずれの貸付けにおいてもそれぞれ前年度末から大幅に増加していた。

5年度末までに償却した新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は計14,885件1490億余円、同年度末における新型コロナ特別貸付等に係るリスク管理債権の額は全体で1兆1965億余円、同年度末における新型コロナ特別貸付に係る部分直接償却実施額は計2178億余円となっていた。

所見：・株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫において、新型コロナ特別貸付等の貸付債権等について、引き続き、債務者の状況把握等を適切に実施するなど、信用リスク管理等を適切に行うとともに、これまでと同様に、貸付債権の状況等に応じて適切に貸倒引当金を算定し、計上すること

2 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況

信用保証協会が中小企業者等に対して実施した新型コロナ関連保証の保証債務等の状況について検査したところ、5年度末までの新型コロナ関連保証の保証承諾の累計は、2,028,360件38兆2664億余円となっていた。

同年度末時点の保証債務残高は1,357,803件19兆4960億余円であり、元金返済中及び据置期間中が全体の9割超を占めていた。一方、条件変更中の件数及び金額は1割未満であったが、2年度末以降、それぞれ前年度末から大幅に増加していた。

新型コロナ関連保証の代位弁済額は5年度までの累計で35,110件4848億余円、同年度までの求償権の発生額は4848億余円、回収額は239億余円、5年度末時点における求償権残高は4564億余円となっていた。

所見：・中小企業庁において、新型コロナ関連保証について、引き続き、各協会が保証債務等の管理及び求償権を取得した後の求償権の管理等を適切に実施していくなどするよう、適切な指導、助言等を行っていくこと